

1. 事業者

- (1) 法人名 特定非営利活動法人 地域ケアネットワークゆいまある
- (2) 法人所在地 東久留米市南沢 2-13-11
- (3) 電話番号 TEL : 042 (479) 5772 / FAX : 042 (479) 2337
- (4) 代表者氏名 理事長 平塚 小百合
- (5) 設立年月日 平成 11 年 9 月 10 日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 小規模多機能型居宅介護事業所
及び介護予防小規模多機能型居宅介護事業所
- (2) 事業所の目的 住み慣れた地域で生活する為に、介護保険法令に従い、通い・訪問・
宿泊等のサービスを柔軟に組み合わせて、ご契約者が自宅で可能な
限り暮らし続けられるよう支援します。
- (3) 事業所の名称 小規模多機能型居宅介護事業所ゆいまあるはちまん
- (4) 事業所の所在地 東久留米市八幡町 2 丁目 13 番 2 号
- (5) 電話番号 TEL : 042 (479) 1710 / FAX : 042 (479) 1720
- (6) 管理者氏名 奥村 まほろ
- (7) 当事業所の運営方針
 - ①ご契約者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域との交流や地
域活動への参加を図りつつ、心身の状況や置かれている環境を踏まえ、通いや泊まり、
訪問サービスを柔軟に組み合わせたケアプランに基づきサービスを提供します。
 - ②ご契約者一人ひとりの人格を尊重し、家庭的な環境の下でその方らしい役割を持って
日常生活をおくることができるよう必要なサービスを提供します。
 - ③地域の保健・医療・福祉サービス等関連機関との綿密な連携をはかり、総合的なサー
ビスの提供に努めます。
- (8) 開設年月日 平成 21 年 4 月 1 日
- (9) 登録定員 25 人
- (10) 居室等の概要 当事業所では、以下の居室・設備をご用意しています。

居室・設備の種類
・ 宿泊室（居室） 2 室
・ 居間（宿泊室兼用）3 室
・ 食堂・キッチン
・ 事務室
・ 浴室・洗面台 3 箇所・便所 3 室（オストメイト用設置）
・ 消防設備・消火器・自動通報連動煙感知器・スプリンクラー

* 上記は、厚生労働省が定める基準により、事業所に設置が義務付けられている
施設・設備です。

3. 地域及び営業時間

(1) 通常の事業実施地域 東久留米市

(2) 営業日及び営業時間

営業日	年中無休
通いサービス	月～日曜日 9：00～16：30（基本時間）
訪問サービス	随時
宿泊サービス	月～日曜日

4. 従業員の配置状況

＊従業員の配置については、指定基準を遵守しています。（令和6年4月1日現在）

（主な従業員の配置状況）

従業員の種類	常勤		非常勤		職務の内容
	専従	兼務	専従	兼務	
1. 管理者		1人			事業所管理
2. 介護支援専門員		1人			介護計画作成・相談業務
3. 介護職員	4人	2人	5人		通い・訪問・宿泊等介護業務
4. 看護職員			1人		健康管理等の医療業務

（主な職種の勤務体制）

職種	勤務体制
1. 日勤	勤務時間と配置人員 A 早出 07：00～15：30 1名 B 日勤 09：00～17：30 2名～3名 C 遅出 11：00～19：30 1名～2名 その他、ご利用状況に対応した勤務時間を設定します。
2. 夜勤	夜勤 17：30～09：30 1名 （宿直 19：00～08：30 1名）

5. サービス内容及び利用料金

(1) 利用料概要

サービス種類	主な内容	保険適用有無	単位	利用料
小規模多機能型 居宅介護サービス	通い、訪問、宿泊時の食事、 入浴、排泄等日常生活支援 機能訓練、健康チェック、送迎等	} 有り	1ヵ月	（別掲） 1割負担 （2、3割有）
食事の提供	朝食 6時～9時頃 昼食 12時～13時頃 おやつ 15時頃 夕食 18時～19時頃 配食 昼・夕	無し	1回	308円 780円 昼食に含む 700円 800円

宿泊に要する費用	〈宿泊室概要〉 洋室（ケアベッド）2 室 和室（布団）2 室 緊急用（デイルームを仕切り）1 室	無し	1 泊	3,300 円
実費	教育娯楽費・活動費（材料費等） 外出時の喫茶、入園料等 複写物の交付（サービス記録等） オムツ 尿取りパット 洗濯代（必要に応じて）	無し	1 回 1 回 1 枚 1 枚 1 枚 1 回	都度計算 都度計算 10 円 154 円 30 円 102 円
送迎費	東久留米市以外への送迎 通院等個別の外出の交通費（実費） 通常時間外（8 時以前、19 時以降） の送迎は原則家族対応とします。	無し	1 k m	50 円

＊当事業所の従業者はサービスの提供にあたって、次に該当する行為はいたしません。

- ① 看護職員以外の医療行為
- ② 金品の授受
- ③ 飲酒及び喫煙
- ④ ご契約者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、販売等の営利活動
- ⑤ その他ご契約者もしくはその家族等に行う迷惑行為

(2) 要介護度別 介護保険適用利用料（令和 8 年 4 月 1 日現在）（単位；円）

要介護度	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
介護報酬総額	37,363 円	75,506 円	113,260 円	166,457 円	242,147 円	267,251 円	294,673 円
介護保険 9 割	33,626 円	62,748 円	101,934 円	149,811 円	217,933 円	240,526 円	265,206 円
介護保険 8 割	29,890 円	60,405 円	90,608 円	133,165 円	193,718 円	213,801 円	235,738 円
介護保険 7 割	26,154 円	52,855 円	79,282 円	116,520 円	169,503 円	187,076 円	206,272 円
1 割自己負担額	3,736 円	7,550 円	11,326 円	16,645 円	24,214 円	26,725 円	29,467 円
2 割自己負担額	7,472 円	15,101 円	22,652 円	33,291 円	48,429 円	53,450 円	58,934 円
3 割自己負担額	11,209 円	22,651 円	33,978 円	49,937 円	72,644 円	80,175 円	88,401 円

＊負担割合証に基づき 1 割負担の場合と 2 割負担、3 割負担場合があります

＊月ごと上記の包括料金ですので、ご契約者の体調不良や状態の変化により利用日数に計画と変動があっても日割りでの割引または増額はいたしません

＊月途中からの登録または月途中で登録を終了した場合には、登録期間に応じて日割りした自己負担額となります

なお、この場合の「登録日」及び「登録終了日」とは、以下の日を指します

登録日；ご契約者が、通い、訪問、宿泊のいずれかのサービスを実際に利用開始した日
（当事業所と本契約を結んだ日ではありません）

登録終了日；ご契約者と当事業所の利用契約を終了した日

＊ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、見込みの要介護度の介護報酬総額をいったんお支払いいただきます

要介護認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）
償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供申請書」を交付します。

＊介護保険報酬に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の利用額を変更します。

(3) 介護保険加算概要

	初期加算 (登録から 30 日まで) 30 日以上入院後再開時も	認知症加算 (Ⅲ) (認知症 自立度Ⅲ以上)	認知症加算 (Ⅳ) (要介護 2 で 認知症自立度Ⅱ)	処遇改善加算Ⅰ(ロ) 介護報酬総額(月額) の 18.6%
①加算額	324 円 (1 日あたり)	8,230 円	4,981 円	介護報酬月額 ×0.186
②介護保険 9 割	292 円 (1 日あたり)	7,407 円	4,483 円	上記①の 9 割
②介護保険 8 割	260 円 (1 日あたり)	6,584 円	3,985 円	上記①の 8 割
②介護保険 7 割	227 円 (1 日あたり)	5,761 円	3,487 円	上記①の 7 割
1 割自己負担額	32 円 (1 日あたり)	823 円	498 円	上記①の 1 割
2 割自己負担額	64 円 (1 日あたり)	1,646 円	996 円	上記①の 2 割
3 割自己負担額	97 円 (1 日あたり)	2,469 円	1,494 円	上記①の 3 割

＊その他

サービス提供体制強化加算 (Ⅱ) …640 点

(自己負担 693 円又は 1,386 円又は 2,079 円/月)

訪問体制強化加算 … 1,000 点 (自己負担 1,083 円又は 2,166 円又は 3,249 円/月)

(4) 料金のお支払方法

月末〆、翌月上旬にご請求いたします。以下の方法から選択しお支払ください。

① ゆうちょ銀行からの自動引き落とし、手数料は事業所負担

② 振込用紙にてお振り込み、手数料はご本人負担

(5) 利用の中止、変更、追加、キャンセル料

利用の中止、変更、追加の場合には原則として利用予定日の前日までにお申し出ください。
介護保険給付対象外の宿泊費・食費等については、利用予定日の前日までにお申し出がなく利用中止された場合、下記の料金をお支払いいただきます。但しご契約者の急な体調不良等正当な事由がある場合には、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金 (宿泊費・食費等)

サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況によりご契約者の希望する日時にサービス提供できない場合、他の利用可能日時を提示して協議します。

- (6) 小規模多機能型居宅介護計画及び介護予防小規模多機能型居宅介護計画について
 ご契約者の状況に合わせて適切にサービスを提供する為に、関係者協議の上で小規模多機能型居宅介護計画及び介護予防小規模多機能型居宅介護計画を定め、またその実施状況を評価します。
 計画の内容及び評価結果等は書面に記載してご契約者に説明の上交付します。

6. 苦情受付について

- (1) 当事業所における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者名）奥村 まほろ

TEL 042—479—1710 FAX 042—479—1720

○受付時間 毎週 月～土曜日 9：00～18：00

- (2) 行政機関その他の苦情受付機関

東久留米市介護福祉課	住所 〒203-8555 東久留米市本町 3-3-1 TEL 042-470-7777（内線 2553～2557）月～金曜日
東京都国民健康保険団体連合会・介護の相談窓口担当	住所 〒102-0072 千代田区飯田橋 3-5-1 東京区政会館 11 階 TEL 03-6238-0177 月～金曜日 10：00～17：00

7. 虐待防止について

- (1) 当事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止などため法人の定める「高齢者虐待防止のための指針」に従い、次の措置を講じるものとします。
- ①虐待防止のための職員研修
 - ②利用者及びその家族からの相談報告体制
 - ③虐待防止委員会の設置、その他必要な措置
- (2) 当事業所はサービス提供中に、当該事業所職員または養護者による虐待が疑われる事案が発生、発見した場合は速やかにこれを市に通報します。

8. 身体拘束等の適正化について

- (1) 当事業所は、身体拘束の適正化を図るため、法人の定める「身体拘束等適正化のための指針」に従い次に掲げる措置を講じるものとする。
- ① 身体拘束等の適正化のための検討委員会の開催、開催後は、職員に周知徹底を図ること。
 - ② 身体拘束等の適正化のための職員研修
- (2) 事業所は、サービスの提供中に利用者の生命及び身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行わないものとする。

9. 運営推進会議の設置について

当事業所が地域に密着し、地域に開かれたものにするために、下記の通り運営推進会議を設置しています。

(運営推進会議)

構成 : ご契約者、ご契約者の家族、地域住民の代表者、市職員、地域包括支援センター職員
当該事業について知見を有する者等

開催 : 奇数月で開催

会議録 : 運営推進会議の内容、評価、要望、助言等について記録を作成します。

この運営推進会議において、当事業所のサービスについて、外部からの評価を受けます。

10. 第三者評価の実施状況

日 時 : 2019 年 1 月 8 日 (評価合議日)

2019 年 1 月 23 日 (東京都福祉財団理事長に報告書を提出し開示)

評価機関 : 特定非営利活動法人アクティブハンディネット

11. 協力医療機関

当事業所では、各ご契約者の主治医との連携を基本としつつ、病状の急変等に備えて以下の医療機関を協力医療機関として連携体制を整備しています。

(協力医療機関)

滝山病院 所在地 〒203-0033 東久留米市滝山 4-1-18

TEL 042-473-3311

こだま歯科医院 所在地 〒203-0001 東久留米市上原 1-4-27-110

TEL 042-471-2311

11. 緊急時の対応

ご利用中、身体状況が急変した場合の連絡順位を以下の通りとします。

順位	氏名	続柄	確実に繋がる電話番号	住 所
1				
2				
3				

万が一、速やかに連絡が取れなかった場合の対応を確認します。

- ・主治医に連絡し相談⇒ (TEL :)
- ・協力医療機関に連絡して相談
- ・救急隊員に任せる

12. 防災について

当事業所の防災体制は下記通りです。

- ・ 防火管理責任者；田中 明美
- ・ 防火設備；消火器・自動通報連動火災報知機・避難誘導路・スプリンクラー等
- ・ 避難訓練は別途定める消防計画にそって行います。（年 2 回）

13. サービス利用にあたっての留意事項

- サービス利用の際には介護保険被保険者証、負担割合証を提示してください。
- 施設内の整備や器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。
- 他のご契約者の迷惑になる行為はご遠慮ください。
- 所持金品の管理は出来かねます。
- 他のご契約者に対する宗教及び政治活動、販売等営利活動はご遠慮ください。
- 独居の方、及び日中独居の方には、必要に応じて自宅の鍵のお預かり、または置き場所の共有をお願いさせていただきます。
- 感染症が流行した場合、通い、訪問を柔軟に組み合わせ対応していきます

14. 損害賠償保険への加入

当事業者は下記の損害賠償保険に加入しています。

- 保険会社名（保険名）： あいおい損保（NPO 活動総合保険 事業者総合保険）
- 補償の概要： サービスの提供中の偶然の事故により、ご契約者やその家族等の身体や財産に損害を与え、事業所またはその従業者が賠償責任を負った場合を補償

年 月 日

サービスの提供開始にあたり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業者名 特定非営利活動法人地域ケアネットワークゆいまある

理事長 平塚 小百合

事業所名 小規模多機能型居宅介護事業所ゆいまあるはちまん

管理者氏名 奥村 まほろ

説明者氏名 _____

私は本書面に基づいて事業所から重要事項の説明を受け、指定小規模多機能型居宅介護サービス及び介護予防小規模多機能型居宅介護サービスの提供開始に同意しました。

ご契約者 住所 _____

氏名 _____

代理人・署名代筆人 住所 _____

氏名 _____

(契約者との関係 : _____)

15. 改定歴

- H23 年 8 月 6 日 管理者 和田 君枝 ⇒ 中江 洋太郎
- H24 年 6 月 1 日 5 利用料金 (2)要介護度別介護保険適用利用料金
(加算)加算料金 制度改定の伴う変更
- 10 防災について 防火管理者
武井敏夫 ⇒ 宇津木大輔に変更
- H24 年 9 月 1 日 利用料金の変更
同職員勤務体制の変更
- H25 年 7 月 1 日 常勤看護師加算Ⅱの削除
同職員勤務体制の変更
- H26 年 4 月 1 日 消費税改定に伴う利用料金表示変更
- H27 年 4 月 1 日 職員配置変更
介護報酬改定による利用料変更及び加算変更
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ
防火管理者変更 宇津木大輔 ⇒ 島田雅之に変更
- H27 年 6 月 法人住所変更 南沢⇒本町
- H27 年 8 月 1 日 負担割合の変更に伴う記載訂正 1 割負担と 2 割負担の記載
(利用料、各種加算)
- H28 年 4 月 1 日 管理者変更 中江 洋太郎 ⇒ 田上 直子
- H28 年 9 月 1 日 防火管理者変更 島田 雅之 ⇒ 宮崎 暁に変更
- H29 年 4 月 1 日 介護報酬改定により処遇改善加算変更
- H29 年 6 月 1 日 訪問体制強化加算を追記
- H29 年 10 月 1 日 防火管理者変更 宮崎 暁 ⇒ 田中 明美に変更
- R1 年 4 月 1 日 勤務時間の変更 8 時間⇒7 時間 45 分(4 従業者の配置状況 勤務体制)
- R1 年 10 月 1 日 消費税改定に伴う利用料金表示変更(5. サービス内容及び利用料金の(2))
- R1 年 11 月 1 日 消費税改定に伴う宿泊、食事利用料変更(5. サービス内容及び利用料金の(1))
- R1 年 12 月 1 日 介護報酬改定により特定処遇改善加算を追記
- R3 年 4 月 1 日 介護報酬改定により介護保険適用利用料の変更、介護保険加算概要の変更
運営推進会議の設置について、第三者評価の実施状況、2 つの項目を追記
サービス利用にあたっての留意事項を追記
- R5 年 4 月 1 日 7. 虐待防止について修正
8. 身体拘束等の適正化について追記
以降の項目番号を順次繰り下げ
- R6 年 4 月 1 日 介護報酬改定により介護保険適用利用料の変更、介護保険加算概要の変更
理事長交代のため八幡茂子⇒平塚小百合に変更
- R7 年 7 月 1 日 食事に関する費用の変更 東久留米市外の送迎に伴う費用の変更
- R8 年 6 月 1 日 介護報酬改定に伴う「介護職員等処遇改善加算」の変更 新加算Ⅰ(ロ)